

ご あ い さ つ



近年、少子高齢化や核家族化、地域における「ふれあい・支え合い」精神の希薄化などが進み、地域を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、雇用や生活不安などを理由とした引きこもりや自殺、児童や高齢者といった社会的弱者に対する虐待、孤独死など新たな課題が生じております。

これからの地域福祉は、様々な課題を「我が事」として捉え、「互助・共助」によって「地域力」を高めていくことが、ますます重要となり、地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現が急務です。こうしたことから、本市では地域包括ケアシステムの拠点となる「元気ステーション」を設置するなど地域福祉の取組を総合的、計画的に推進してまいりました。

そして、このたび令和6年度(2025年)までの5年間を計画期間とする「第4期北茨城市地域福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「安心して快適に暮らしていけるまち みんなでつくる北茨城」を基本理念に掲げ、制度横断的な福祉サービスの提供、高齢者や障害者の方々に対する支援の充実、包括的な子育て支援などを基本目標に設定し、各種事業を実施してまいります。

地域福祉の発展、「誰もが住みなれた地域において健康で安心して安全に暮らすことができるまち」を実現するには、ボランティアやNPO、社会福祉協議会等の福祉関係の皆様など、地域における多様な担い手が福祉活動を活発に展開することが必要であり、行政には、そうした活動を支援・促進するための条件整備を行うとともに、くらしの基盤を支える総合的な生活保障施策を充実することが求められます。今後も、関係機関や市民の皆様と手を携え、計画の推進に全力で取り組んでまいりたいと存じますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心なご議論、ご提言をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、実態調査を通じ貴重なご意見をお寄せいただきました関係機関の皆様及びアンケート調査にご協力いただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

北茨城市長 豊田 稔

目次

第1章 地域福祉計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 前計画の評価と見直し	3
5 計画の策定体制	3
第2章 地域福祉を取り巻く動向と課題	4
1 少子高齢化の進展	4
2 支援等を必要とする人の動向	6
3 地域福祉を支える活動者の動向	8
4 地域福祉推進の課題	9
第3章 計画の基本方針	11
1 計画の基本理念	11
2 計画の基本目標	12
3 施策の体系	14
第4章 施策の展開	15
1 希望にあふれるまち（福祉サービスの総合化）	15
2 人にやさしいまち（配慮や支援を必要とする人への施策の充実）	24
3 心をはぐくむまち（切れ目のない包括的な子育て支援）	32
4 市民と共にあゆむまちづくり（福祉活動への市民参加・地域の交流促進）	34
第5章 計画の推進	47
1 計画の周知	47
2 計画の進行管理	47

第 1 章 地域福祉計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

核家族化やライフスタイルの多様化等を背景に、家族力や地域力が低下し、かつては公助としての福祉の対応課題ではなかったような様々な福祉課題が顕在化してきています。

また、福祉課題の多様化・複雑化の中で、これまでのような高齢者・子ども・障害者等、対象者ごとに整備・制度化された福祉サービスの展開・充実だけでは対応が困難なケースも顕在化してきています。

これからの地域福祉を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりとともに、地域共生社会の実現を目指す必要性が高まっています。

〈地域共生社会〉

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

本市は、平成 27 年 3 月に北茨城市地域福祉計画「第 3 期」を策定し、基本理念である「安心して快適に暮らしていけるまち みんなでつくる北茨城」を実現するために、市民一人ひとりをはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉事業者、NPO 法人、学校等、地域に関わる様々な団体・組織との連携・協働による取組を進めてきました。

そして「第 3 期」計画の改定時期を迎え、計画の根拠法である社会福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月施行）を踏まえるとともに、分野・主体間を越えた連携による支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進や「地域共生社会」の実現に向けて、北茨城市地域福祉計画「第 4 期」（以降、「本計画」と言います）を策定します。

社会福祉法の一部改正（地域福祉計画関係部分）平成 30 年 4 月施行

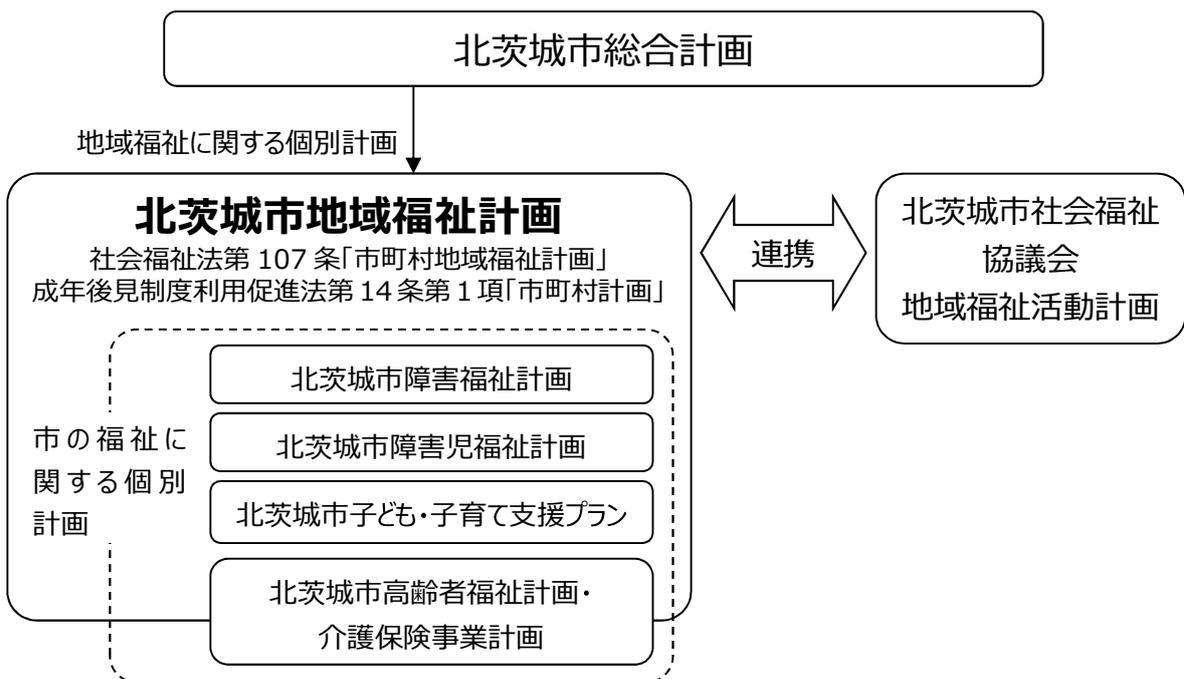
- ◇地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加（第 4 条関係）
- ◇市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする（第 106 条の 3 関係）
- ◇市町村は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加（第 107 条関係）

2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

さらに、「北茨城市総合計画」の地域福祉に関する個別計画であるほか、市の福祉に関する個別計画である「北茨城市障害福祉計画」、「北茨城市障害児福祉計画」、「北茨城市子ども・子育て支援プラン」、「北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の上位計画として位置づけられます。

なお、北茨城市社会福祉協議会の「北茨城市地域福祉活動計画」とは、お互いに補強しあう計画としての位置づけを持っています。



3 計画の期間

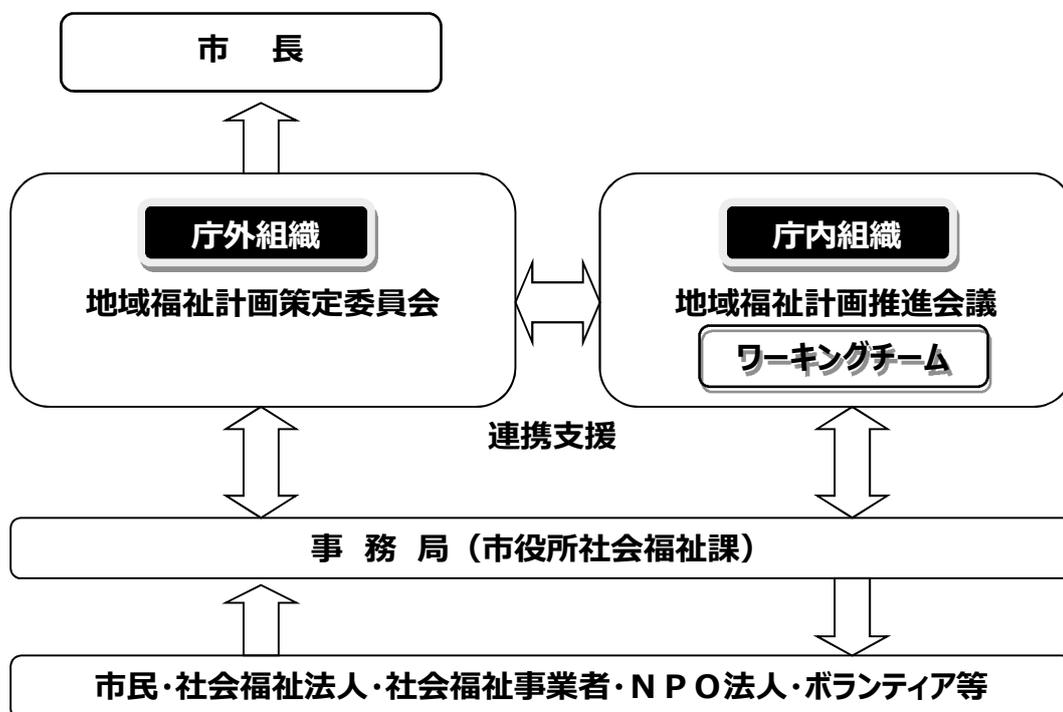
この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
なお、社会情勢の変化等により必要に応じ見直しを行います。

4 前計画の評価と見直し

市では、北茨城市地域福祉計画「第3期」により、平成27年度から平成31年度まで、様々な地域福祉事業を推進してきた一方、社会情勢の変化等により計画目標のすべてが達成されたとは言えません。今回、北茨城市地域福祉計画「第4期」を策定するにあたり、前計画での実施内容を評価した上、計画の見直しを行いました。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、一般公募市民・学識経験者・保健及び医療関係者・民生委員等で組織した「地域福祉計画策定委員会」、庁内組織として、関係部課長をメンバーとした「地域福祉計画推進会議」、その下部組織として「ワーキングチーム」を設置して計画の策定にあたりました。



第2章 地域福祉を取り巻く動向と課題

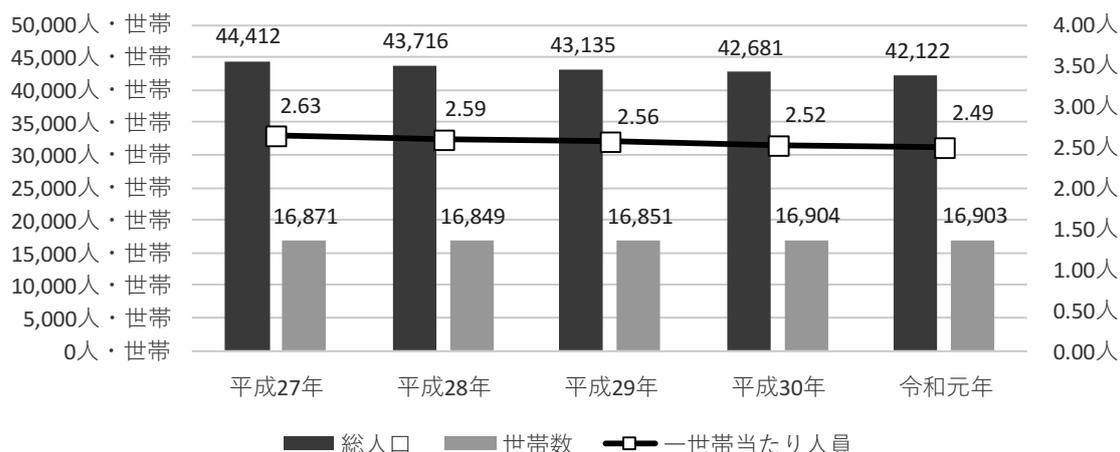
1 少子高齢化の進展

(1) 総人口等の推移

住民基本台帳人口に基づく総人口は、令和元年10月1日現在42,122人で、年々減少している一方、世帯数は概ね横ばいで、一世帯当たり人員は減少傾向となっています。

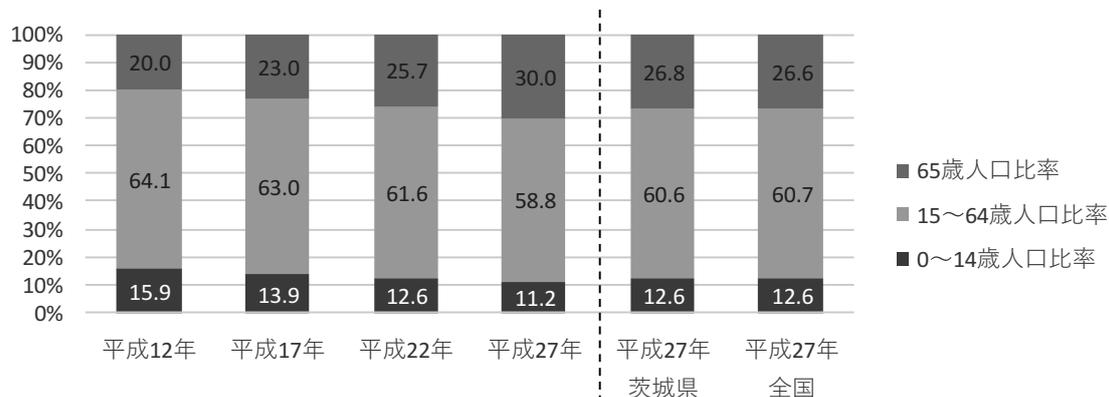
国勢調査に基づく年齢3区分別人口比率を見ると、0～14歳人口比率は平成12年の15.9%から平成27年には11.2%に低下している一方、65歳以上人口比率（高齢化率）は平成12年の20.0%から平成27年には30.0%に上昇しており、茨城県や全国の平均と比べても、本市はより少子高齢化が進展している状況です。

総人口及び世帯数等の推移



出典：常住人口調査（平成27年は国勢調査）各年10月1日

年齢3区分別人口比率の推移



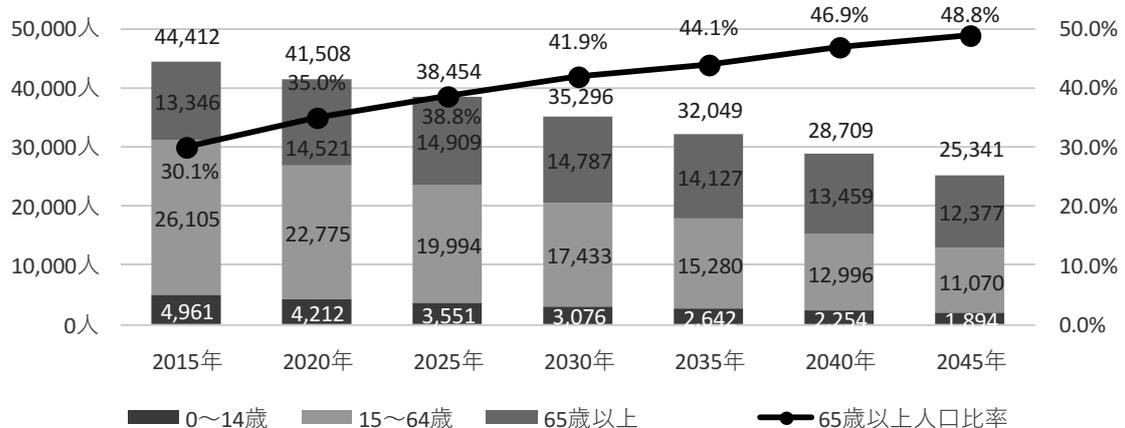
出典：国勢調査 各年10月1日

(2) 今後の人口及び少子高齢化の動向

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025年（令和7年）には総人口が40,000人を下回る見込みである一方、65歳以上人口は15,000人近くに増加し、65歳以上人口比率（高齢者率）は38.8%への上昇が見込まれており、今後はさらに少子高齢化が進展する見通しとなっています。

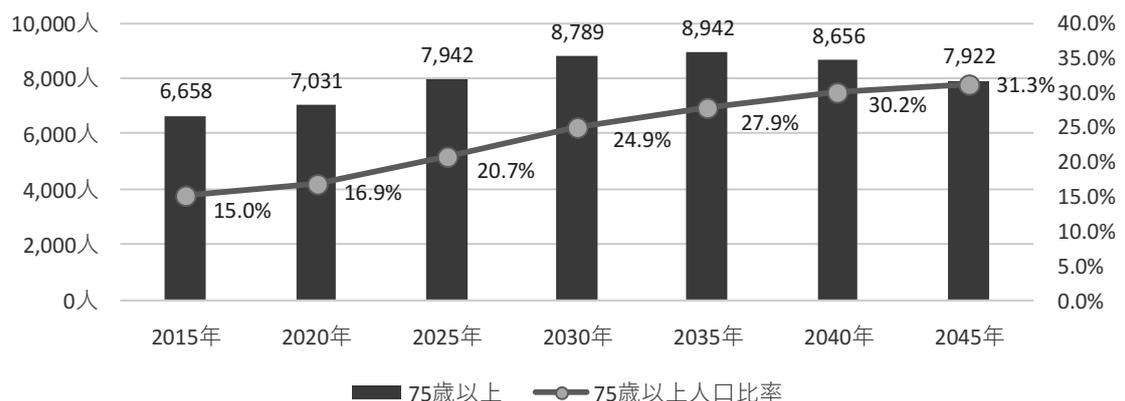
また、75歳以上人口は2025年（令和7年）には8,000人近くまで増加し、75歳以上人口比率（後期高齢率）は20%に達する見通しです。

年齢3区分別人口及び65歳以上人口比率の将来推計



出典：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計 国立社会保障・人口問題研究所）
2015年（平成27年）は国勢調査人口（65歳以上人口比率は年齢不詳を除いて算出）

75歳以上人口及び比率の将来推計



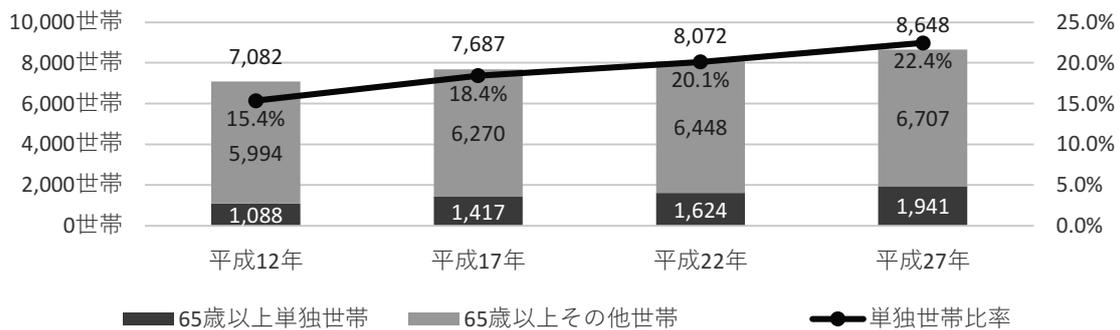
出典：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計 国立社会保障・人口問題研究所）
2015年（平成27年）は国勢調査人口（65歳以上人口比率は年齢不詳を除いて算出）

(3) 65歳以上世帯の推移

65歳以上世帯員がいる世帯数は、平成27年10月1日時点で8,648世帯と増加傾向です。

そのうち単独世帯は、平成27年10月1日時点で1,941世帯となっており、65歳以上世帯員がいる世帯のうち、2割以上(22.4%)が一人暮らしという状況で、その比率は上昇傾向です。

65歳以上世帯員がいる世帯数及び単独世帯比率の推移



出典：国勢調査（10月1日）

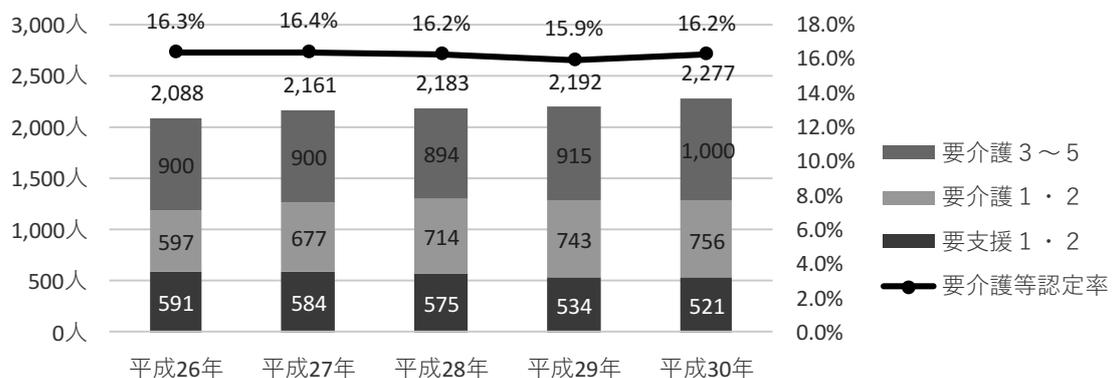
2 支援等を必要とする人の動向

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成30年3月31日時点で2,277人、65歳以上人口に対する比率(要介護等認定率)は16.2%となっており、人数は増加傾向の一方、認定率は概ね横ばいで推移しています。

要介護3～5の人数が比較的多く、要介護1・2や要支援1・2は概ね増加傾向で、重度化が進んでいます。

要支援・要介護認定者数及び認定率の推移



出典：介護保険事業状況報告（3月31日）

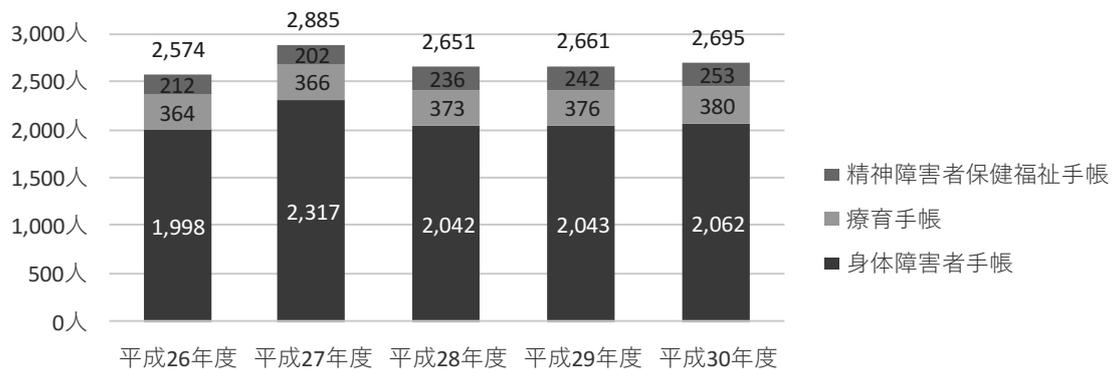
要介護等認定率は住民基本台帳人口（10月1日）に基づく65歳以上人口から算出

(2) 障害者数等の推移

障害者手帳所持者数は、平成 30 年度末時点で身体障害者手帳が 2,062 人、療育手帳が 380 人、精神保健福祉手帳が 253 人、計 2,695 人となっており、平成 27 年度を除けば、いずれも増加傾向です。

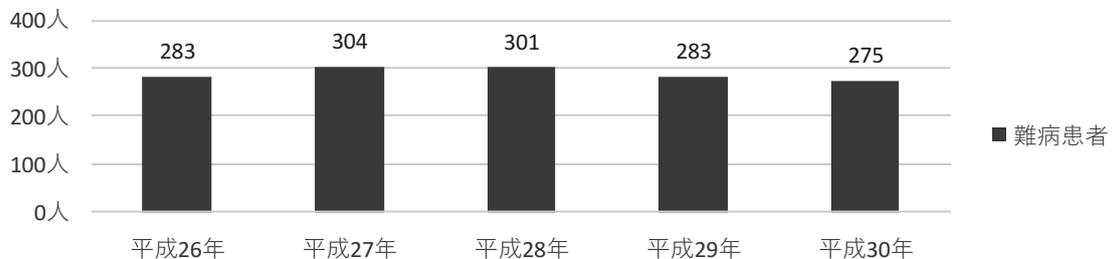
また、難病患者数は、平成 30 年時点で 275 人となっており、ここ 5 年は 300 人前後で推移しています。

手帳所持者数の推移



出典：統計きたいばらき（各年度 3 月 31 日時点）

難病患者数の推移



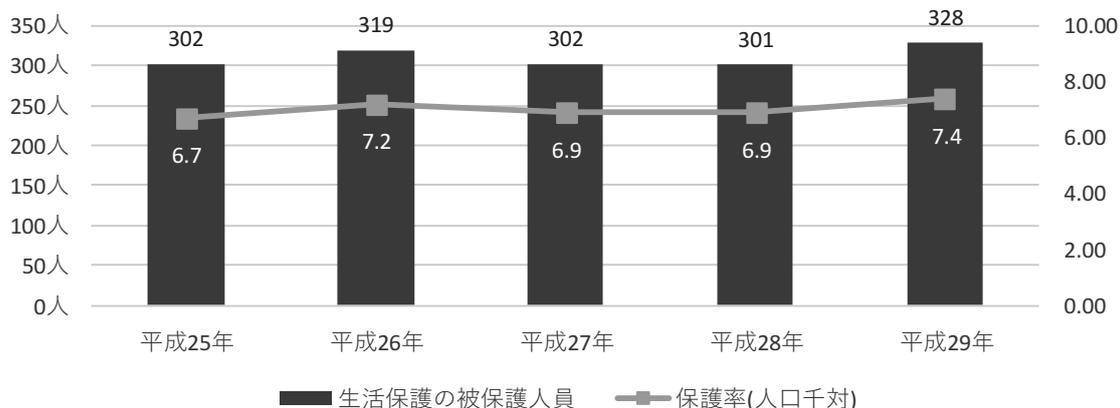
出典：日立保健所業務概要

(3) 生活保護の被保護人員数の推移

生活保護の被保護人員数は、平成 29 年実績で 328 人となっており、年によって増減はあるものの、概ね 300 人前半で推移しています。

平成 29 年の保護率（人口千対）は 7.4 となっており、茨城県平均の 9.5（市町村別保護状況 平成 29 年 10 月 1 日時点）を下回る水準となっています。

生活保護の被保護人員数及び保護率の推移



出典：統計きたいばらき

3 地域福祉を支える活動者の動向

社会福祉協議会に登録されているボランティア団体数は、平成31年時点で73団体、ボランティア人数は1,692人となっており、過去5年で登録団体数は増加、人数は減少しています。

登録団体の活動分野は、環境美化が25団体(34.2%)で最も多く、次いで高齢者支援が21団体(28.8%)と続いています。

ボランティア登録団体数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
登録団体数	67	70	65	75	73

出典：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

ボランティア登録人数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
登録人数	1,765	1,821	1,717	1,701	1,692

出典：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

ボランティア登録団体の活動分野別状況

	高齢者支援	障害者支援	子育て支援	地域活動	環境美化	福祉全般	その他
登録団体数	21	4	8	11	25	4	0

出典：社会福祉協議会

4 地域福祉推進の課題

(1) 地域包括ケアシステムの必要性と重要性

本市の人口構成は、県や全国の平均を上回るスピードで少子高齢化が進んでおり、本計画期間後（2025年）には、15歳未満の子どもが4,000人を下回る一方、65歳以上の高齢者が15,000人近くに増加し、いわゆる団塊の世代が75歳以上に到達することによって、近い将来に、市民の5人に1人が後期高齢者という状況となることを見込まれます。

また、一人暮らしの高齢者が増加しており、国の調査（国民生活基礎調査）によると、一人暮らしの高齢者の場合は高齢者全体と比べて貧困率が高く、生活困窮への対策がより大きな課題となることが想定されるほか、同居家族がないため、要介護となった場合には介護サービスに頼る可能性が高く、一人暮らしの増加によって、介護需要の増大が見込まれます。

さらに、茨城県の推計（茨城県高齢化の指標）によると、県内の認知症高齢者数は、平成27年（2015年）の約120,000人から令和7年（2025年）には最大で約170,000人に増加する見通しとなっています。

本市がこのような社会環境の変化に対応し、たとえ育児に不安があっても、あるいは一人暮らしや認知症になっても、市民が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れ、安心して快適に暮らしていけるよう、関係部署やコミュニティケア総合センター（元気ステーション）が連携し、健康づくりや介護予防、生きがいづくり、見守り、医療、介護、子育て等を地域ぐるみで支えていくネットワークの充実が求められます。

なお、本計画を策定するに先立ち実施した市民アンケート調査においては、多くの地区で「緊急時（災害・急病等）の連絡体制の充実」、「地域住民による助け合い組織の充実（自治会・常会等）」、「健康づくり、育児、介護等の情報提供の充実」の3つが課題の上位にあがっており、調査全体として、住民同士のまとまりや助け合い、そして情報提供体制の充実が求められている結果となっています。

(2) 市民が我が事として主体的に取り組む、社会参加を促す仕組みづくり

地域の様々な生活課題を「我が事・丸ごと」受け止め、地域が一体となって地域共生社会づくりを一層推進するためには、市民が主体的に取り組む、社会参加を促す仕組みづくりが求められます。

市民アンケート調査によると、地域の活動（自治会・常会・高齢者クラブ等）への参加率は、若年層ほど低い状況が見られ、自治会や常会に加入していない人が増加する中で、地域の活動の担い手をどのように確保していくかが大きな課題です。

また、今後住みやすい街づくりを進めていくためのご意見・ご要望について、「公共交通の整備（バス、タクシー等）」に関する意見等が最も多く寄せられました。

本市における公共交通は、JR常磐線と高速バス、北茨城市巡回バスがありますが、高齢化が進行する中で、生活利便や社会参加のための移動手段の充実も大きな課題です。

（３）重点施策は「福祉に関する情報提供・相談体制の充実」、「近隣住民同士で相互に助け合うシステムづくり」等

市民アンケートと合わせて、市内で地域福祉を行っている関係機関・団体を対象に行った調査（調査回答：令和元年12月現在11機関・団体）によると、地域福祉に関して北茨城市が力を入れていくべき取組として多かったのは、「福祉に関する情報提供・相談体制の充実」、「ボランティア活動への支援」、「近隣住民同士で相互に助け合うシステムづくり」、「地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用」となっています。

関係機関・団体の調査と市民アンケート調査で共通する課題は、情報提供の充実と住民同士のまとまりや助け合いのシステムづくり等です。

地域福祉計画に盛り込む取組について、北茨城市において力を入れていくべきこと

取組	回答数	構成比
福祉に関する情報提供・相談体制の充実	8	72.7%
福祉業務関係者間の交流・連携	1	9.1%
生活困窮者への支援	2	18.2%
ボランティア活動への支援	7	63.6%
福祉教育の推進	3	27.3%
人権の尊重	2	18.2%
近隣住民同士で相互に助け合うシステムづくり	7	63.6%
制度の狭間の問題（ひきこもり対策等）への対応	3	27.3%
共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	1	9.1%
自殺対策の効果的な展開	0	0.0%
認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援	4	36.4%
地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	6	54.5%
その他	1	9.1%
全体（回答団体等数）	11	—

出典：北茨城市地域福祉計画策定のための関係団体等調査

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

社会福祉法において、地域住民が地域福祉の主体として位置づけられているように、今日市民に求められるのは、福祉サービスの利用者・対象者という立場だけでなく、様々な生活課題に対して、市民が我が事として主体的に取り組む仕組みです。

また、地域の様々な生活課題を「我が事・丸ごと」受け止め、地域が一体となって地域共生社会づくりを一層推進するために、高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者、中高年のひきこもり等、対象を広く捉えた地域包括ケアシステムの構築と推進を目指していくことが重要です。

このような地域福祉の方向性を見据えつつ、私たちの北茨城市を、誰もが安心して快適に暮らしていけるまちにするために、本計画の基本理念は「第3期」のものを踏襲し、次のとおり定めます。



2 計画の基本目標

基本理念の「安心して快適に暮らしていけるまち みんなでつくる北茨城」のもと、次の3項目を基本目標として設定します。

なお、基本目標の実現に向けては、「北茨城市障害福祉計画」、「北茨城市障害児福祉計画」、「北茨城市子ども・子育て支援プラン」、「北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、本市の個別計画と連動し、かつ、個別計画を補完しながら、地域福祉の推進のための施策・事業の展開を図ります。

(1) 希望にあふれるまち（福祉サービスの総合化）

福祉サービスを必要とする市民が、安心して快適に暮らしていくには個々のニーズに合ったサービスの利用が不可欠であり、生活課題が複雑化する中で、必要な福祉サービスが総合的に提供される仕組みが求められます。

そのために、必要なサービスを速やかに利用できるよう、市民に対する情報提供や相談体制の充実とともに、福祉業務関係者間の交流と連携の促進のほか、例えば中高年のひきこもりのような、公的な福祉制度の狭間の問題への対応、そして地域共生社会の実現に向けた、共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開を図ります。

(2) 人にやさしいまち（配慮や支援を必要とする人への施策の充実）

障害者や介護の必要な高齢者、認知症の方、医療的ケアを必要とする方等を自宅で介護している家庭では、大きな身体的・精神的負担が生じていることから、介護者に対する支援体制の充実を図ります。

また、一人暮らしの高齢者やひとり親家庭の増加等に伴い、生活困窮となる方への支援や子どもの貧困対策が求められていることから、生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策法に基づき、相談や就労、学習の支援、経済的支援の取組に努めます。

さらに、自殺対策として、早期発見や地域における居場所づくり等に努めるほか、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援の充実に向けた取組を推進します。

(3) 心をはぐくむまち（切れ目のない包括的な子育て支援）

少子高齢化の進む本市の人口構造を踏まえつつ、次世代を担う子どもたちの健やかな成長に向けて、安心して子育てができるよう、地域が一体となった子ども・子育て支援が求められます。

安心して子どもを産み、子育てができるよう、保護者の就労と子育ての両立を支援する環境づくりを推進するとともに、出産や育児に対する不安の軽減を図ります。

また、児童虐待の防止や早期対応、ひとり親家庭等の自立、障害のある子どもへの支援など、特に支援を必要とする子どもや家庭に対しての相談や支援を行います。

(4) 市民と共にあゆむまちづくり（福祉活動への市民参加・地域の交流促進）

地域福祉の充実を図るには、地域・市民・企業等が一体となって、住みよいまちを築いていくことが重要です。

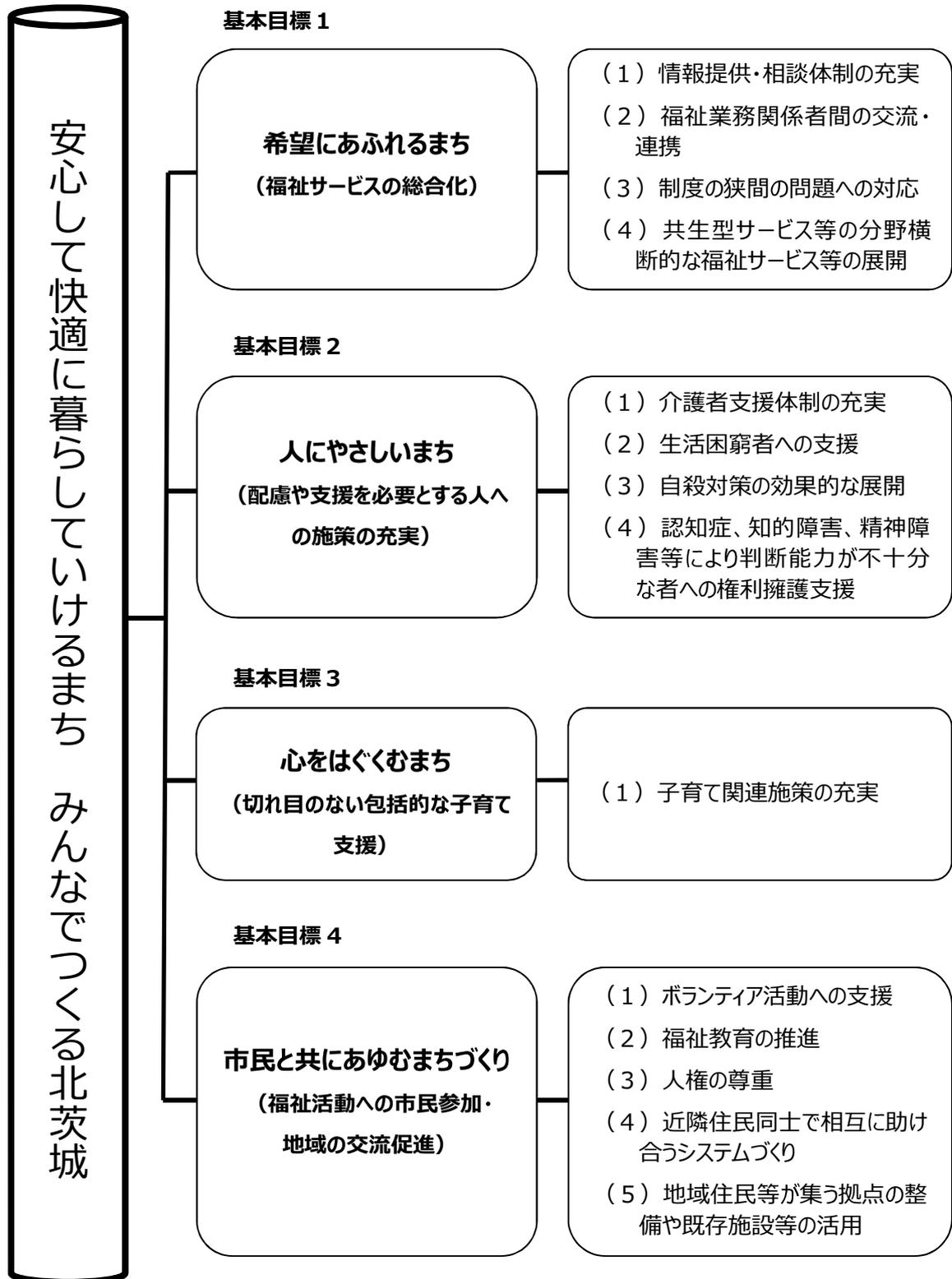
このため、ボランティア団体やNPO法人等、市民団体の活動を支援するとともに、すべての市民が気軽に参加できる事業・活動を充実させて、地域における市民同士の交流促進を目指します。

教育に関しては、市内の小中学校と連携し、福祉教育を引き続き実施するほか、生涯学習の場においても、地域福祉に関する講演会や各種講座を開催します。

また、高齢者や障害者、児童への虐待、様々なハラスメントやDV、いじめ、障害者への差別のほか、インターネットによる差別的表現の掲示等、広範囲にわたる人権問題に対して、すべての市民が自分らしく幸せに生活していくための権利を尊重し、人権侵害を防ぐための取組を推進します。

さらに、日常生活上での地域住民同士の軽微な助け合いから、災害時等の万一の場合にも速やかに対応できる、近隣住民同士で相互に助け合うシステムづくりを促進するとともに、住民同士の交流を促進するため、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができるような居場所づくりについて、既存施設等の活用も含めて検討します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 希望にあふれるまち（福祉サービスの総合化）

（1）情報提供・相談体制の充実

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

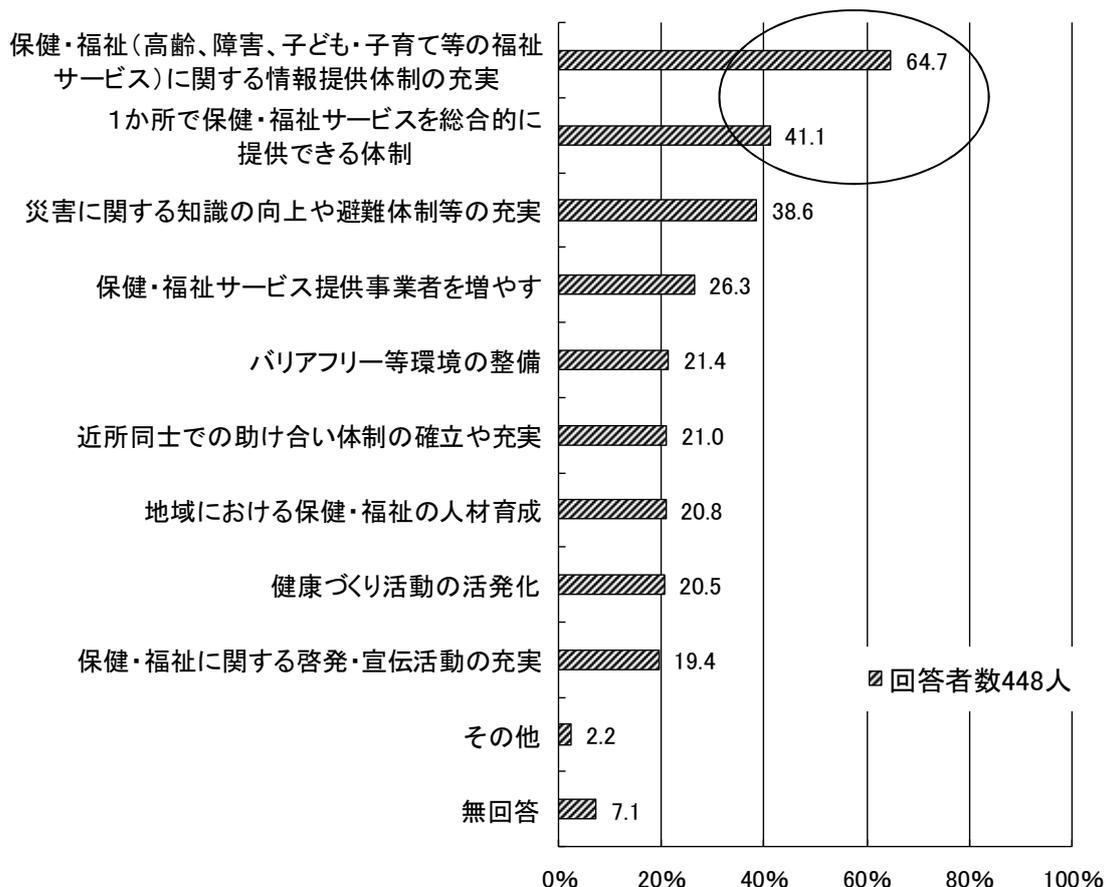
- 在宅高齢者向けサービス一覧のパンフレット「元気手帳」を作成・配布をしました。
- 子育て関連の情報を総合的に提供する「子育て一番北茨城」のサイトの開設やハンドブックの作成を行うとともに、アプリ「きたいばナビ」を活用し、子育てに関する情報発信を行いました。
- 市内と近隣の自治体（いわき市、高萩市、日立市）に所在する福祉関係事業所リストを作成、配布しました。
- 地域の総合相談窓口として、新たにコミュニティケア総合センターを開設しました。
- 家庭児童相談員等による児童の養育等の相談のほか、地域子育て支援拠点事業所において、育児相談を行いました。
- 民生委員児童委員協議会において、事項別グループ（生活保護・医療保険・年金関係グループ、心身障害児（者）福祉関係グループ、児童・母子父子家庭・女性保護関係グループ、高齢者福祉関係グループ）に分かれ、福祉施設の見学や市の担当職員を講師にした勉強会を行っています。また、年に1度合同研修会を行っており、医師による講演を聴いたり、グループワークをして意見交換等を行っています。
- 広報きたいばらき・健康カレンダーに相談日の案内を掲載し、月に1回相談（予約制・医師・精神保健福祉士・保健師対応）を実施しました。
- 精神保健福祉士が対応する電話相談を、地域活動支援センター「ライトハウス」において実施しました。電話や面接、家庭訪問により本人や家族の精神保健に関する相談に関係機関と連携し対応しました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【市民アンケート調査】

- 誰もが、住み慣れた地域で生活するために必要だと思う事について、「保健・福祉（高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービス）に関する情報提供体制の充実」が64.7%と最も高く、次いで「1か所で保健・福祉サービスを総合的に提供できる体制」が41.1%、「災害に関する知識の向上や避難体制等の充実」が38.6%と続いています。

誰もが、住み慣れた地域で生活するために必要だと思う事



【関係機関・団体調査】

- 相談場所に行くまで市民は勇気が必要なので、地域の民生委員の方が発信している声をキャッチしてほしいです。
- 市福祉の発信情報は各常会単位では受け止められているものの、それでも不注意や理解不足が多く見られます。常会未加入家庭等は見聞不足で理解していません。そこで市内の各集会所単位（常会数 10～15）で年 1 回でも福祉に関する情報会（行政指導同様）を開催してほしいです。
- 市報・回覧板での情報発信は意外とキャッチされません。（紙ベース情報発信はキャッチされにくいのです）展開するのにできず、御用聞き的な労力も必要かもしれません。
- 福祉に関する情報は主に市報によるものであるが、福祉制度についての理解がないと市報を読んでも分からないことが多いです。
- 広報誌だけでなく、地域（字）ごとに説明会や相談会を多くしていけば市民が気軽に参加でき、地域のつながりもよくなると思います。
- ホームページ、フェイスブック・ツイッター等の SNS 活用
- それぞれの部署や事業所等で相談体制が実施されているが、その後の情報共有がされていません。情報共有することが必要です。

【課題】

- コミュニティケア総合センターをはじめ、ワンストップの相談体制の充実とともに、広報等を通じた窓口の周知や窓口相互の連携を進めていますが、市民や関係団体からは、そのさらなる充実を求める意見があがっています。また、市報・回覧板のほか、ホームページやアプリ等、対象に応じた効果的な情報提供の充実が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 従来の広報媒体を介した情報提供のほか、公民館等の公共施設に福祉情報のパンフレット等の配置をする等、ケースに応じた効果的な情報提供の手段を選択し取り組みます。
- 相談体制の充実については、福祉・介護・保健等の市民福祉担当窓口が連携し、相談者のニーズに即した迅速な対応に努めます。また、各地区の民生委員・児童委員に対し福祉相談業務の研修会等を実施するなど、地域の相談員として活動しやすい状況を作るほか、広報等によりその存在を広くアピールします。

主な事業等	担当課等
● 老人福祉センター「ライト」生きがい対策事業等	高齢福祉課 社会福祉協議会
● 総合相談窓口の設置・運営 ● 在宅高齢者向けサービスパンフレット「元気手帳」	高齢福祉課
● ハンドブック版「子育て一番きたいばらき」 ● ホームページ版「子育て一番きたいばらき」 ● アプリ「きたいばナビ」 ● 家庭児童相談室や地域子育て支援拠点事業所における児童相談	子育て支援課
● 事業所紹介シートの作成 ● 民生委員児童委員協議会の運営	社会福祉課
● 在宅の高齢者・障害者等に対する相談・支援 (地域ケアシステム)	社会福祉課 社会福祉協議会
● 精神保健相談 ● 健康相談	健康づくり支援課

(2) 福祉業務関係者間の交流・連携

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続していくことができるように、保健、医療、福祉等の各種サービスを総合的に調整するため、地域ケア会議を定期的開催しています。
- 自立支援協議会を年1回程度開催しています。
- 地域包括支援センターを増設し、専門職を増員しました。
- 要保護児童等に関し、関係者間での情報の共有と支援の協議を行う要保護児童対策地域協議会の運営を通じ、多数の関係機関の円滑な連携・協力の確保に努めました。
- 医療・介護・福祉に関わる専門職や民生委員等が参加する、職種を超えた多職種連携研修会を開催しました。
- 多職種連携ガイドを作成しました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【関係機関・団体調査】

- 福祉業務関係者の交流が必要と思います。
- 行政に就いている人だけでなく北茨城で福祉に関係している人（団体）が一堂に集まり、話し合える場があればいろいろな問題について共有できると思います。

【課題】

- 他職種連携・交流のための組織や取組の継続とともに、必要な専門職の確保のための取組の充実等が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 福祉業務関係者の連携を強化するため、「北茨城市障害福祉計画」に基づき、自立支援協議会の構成員増員や分科会を設置します。また、ケースに応じた柔軟な処遇方針を検討する会議を開催し、関係者との意思疎通を図ります。
- 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指して、「北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・福祉に関わる専門職や民生委員が参加する、職種を超えた多職種研修会を定期開催します。
- 市の担当部局が調整役となり、官民一体となった福祉サービスの提供体制を構築します。また、行政部門においては、福祉担当部局に福祉専門職（社会福祉士等）の配置・増員を目指します。

主な事業等	担当課等
● 総合相談窓口の設置・運営	高齢福祉課
● 多職種連携研修会の開催	高齢福祉課
● 在宅介護・介護連携の推進	社会福祉協議会
● 自立支援協議会	社会福祉課
● 子ども家庭総合支援拠点※に子ども家庭支援員等の配置 ● 要保護児童対策地域協議会	子育て支援課

※子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。

（３）制度の狭間の問題（ひきこもり等）への対応

【第３期（平成 27～31 年度）における施策等の実施状況】

- 月に 1 回、精神保健相談（予約制・医師・精神保健福祉士・保健師対応）を実施し、成人のひきこもりの相談に対応しました。
- 市内小・中学校に SC（スクールカウンセラー）を定期的に配置したほか、福祉的支援を必要とする児童生徒及び保護者の指導・支援のために、各学校の要請を受けて SSW（スクールソーシャルワーカー）を派遣しました。
- 不登校（不登校傾向）児童生徒の学校復帰を、組織的・計画的に支援・援助するために適応指導教室を設置しているほか、各学校に相談窓口を設置しています。
- 民生委員からの情報提供により、関係課や制度の案内をしました。
- 知的障害や精神障害があるひきこもりの方の相談に乗り、関係機関への調整や利用可能な制度について案内しました。
- 健康カレンダーに相談日の案内を掲載し、月に 1 回相談（予約制・医師・精神保健福祉士・保健師対応）を実施しました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【関係機関・団体調査】

- 対象者との対応はよく話を聞いて困難さを整理して、暖かく向き合う姿勢は欠かせないと思います。暖かさ、ていねいさのある行政は市民力アップにつながると思います。
- 高齢化が進み、家に閉じこもりになっている人が多くなっていると思います。実際数は分かりません。自分の周りの人間がどのような生活を送っているのかが分かりません。
- ひきこもり（大人）に対する明確な部署の設置
- 家族会の存在の有無等を含めた施策広報
- 実際の人数や状況が分からないが、支援する側からの積極的な働きかけ（情報提供等）が必要です。困難を抱えたまま孤立しないよう、地域のネットワークを強化し、アウトリーチ活動を行っていく必要があります。

【課題】

- 子どもから高齢者の支援まで、ひきこもりの支援に関わる人材の配置とともに、相談窓口や支援機関の周知等が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- ひきこもり児童への支援として、茨城県事業を利用し小中学校に設置したSC（スクールカウンセラー）の活用や、同じく茨城県事業であるSSW（スクールソーシャルワーカー）の配置を促進するとともに、市で設置している適応指導教室の充実を図ります。
- ひきこもり者についての民生委員・児童委員による情報提供等を通じて、早期発見・早期介入を促進し、何らの支援も受けられない状態になりやすいひきこもり者を支援します。
- 利用可能なひきこもりの相談窓口及び支援機関（茨城県ひきこもり相談支援センター等）の情報発信に努めます。

主な事業等	担当課等
● 精神保健相談・健康相談	健康づくり支援課
● SC（スクールカウンセラー）配置事業（県事業） ● SSW（スクールソーシャルワーカー）活用事業（県事業・市事業） ● 適応指導教室運営事業	学校教育課
● 総合相談窓口での対応	高齢福祉課
● 社会福祉課窓口での対応	社会福祉課
● 社会福祉協議会窓口での対応	社会福祉協議会

(4) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

- 第7期介護保険事業計画に看護小規模多機能型居宅介護の設置計画数を掲載しました。
- 要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関相互の連携による支援を行いました。
- 介護保険サービス事業所による基準該当障害福祉サービス事業所が市内2か所（デイサービスライト、にこやかセンター）となっています。
- 共生型地域密着型サービスの指定基準を条例に追加しました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【関係機関・団体調査】

- とにかく広域、広範囲的共生型サービスの展開を望みます。
- 医療での地域連携のように、行政側が分野横断的サービスに意欲を持って取り組んでほしいと思います。そして利用者＝市民が本当に選択したいサービス、安心して選択したいサービスを提示していただけると嬉しいです。

【課題】

- 少子高齢化の進行を踏まえた、分野をまたがる包括的かつ効率的なサービス実施体制の確保が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供する福祉拠点や体制の整備を検討します。
- 「北茨城市障害福祉計画」及び「北茨城市障害児福祉計画」、「北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備を検討します。
- 「北茨城市子ども・子育て支援プラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会の運営を通じ、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保します。
- 「北茨城市子ども・子育て支援プラン」に基づき、子ども家庭総合支援拠点の設置に努め、子育て支援の内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けます。

主な事業等	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護） ● 介護保険サービス（共生型地域密着型サービス） 	高齡福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会 ● 子ども家庭総合支援拠点の設置 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスにおける基準該当サービス 	社会福祉課

2 人にやさしいまち（配慮や支援を必要とする人への施策の充実）

（1）介護者支援体制の充実

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

- 健康カレンダーに相談日の案内を掲載し、月に1回相談（予約制・医師・精神保健福祉士・保健師対応）を実施し、精神障害者や家族の相談に対応しました。
- 電話や面接、家庭訪問により精神障害者や家族の相談に関係機関と連携し対応しました。
- 市民病院では、退院前に関係機関を集めてケースカンファレンスを開催しています。
- 介護予防講演会・認知症家族介護者の集いを開催しました。
- 介護保険や障害福祉サービスが非該当の方に対し、在宅福祉サービスセンター事業（高齢者や障害者等がいる家庭に対し、家事・介助等の援助を行う利用会員と協力会員からなる会員制の組織）を案内しました。また、市広報誌・社会福祉協議会広報誌への事業案内の掲載とともに、ポスター・チラシを保育園・病院等に設置したほか、利用時間の拡大により利便性の向上を図りました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【市民アンケート調査】

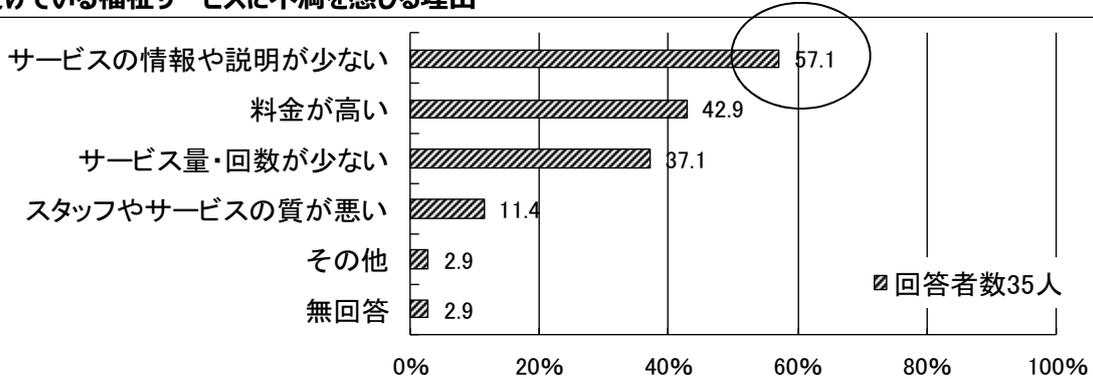
- 受けている福祉サービスで不満と思っていることの有無について、自身や家族が介護を要する高齢者の場合は、「不満がある」が24.0%、障害のある方の場合は同回答が23.3%等となっています。

受けている福祉サービスで不満と思っていることの有無

	回答者数	不満がある	不満はない	無回答
全体	195	17.9%	76.9%	5.1%
妊産婦	5	40.0%	60.0%	0.0%
小学校入学前の乳幼児	25	24.0%	68.0%	8.0%
小学生・中学生	43	20.9%	72.1%	7.0%
65歳以上の方	139	12.2%	82.0%	5.8%
介護を要する高齢者	50	24.0%	70.0%	6.0%
障害のある方	30	23.3%	76.7%	0.0%
経済的に困窮している方	12	16.7%	83.3%	0.0%
不登校の方	3	0.0%	66.7%	33.3%
ひきこもりの方	1	0.0%	0.0%	100.0%
いずれもない	1	0.0%	100.0%	0.0%

- 受けている福祉サービスに不満を感じる理由は、「サービスの情報や説明が少ない」が57.1%と最も高く、次いで「料金が高い」が42.9%、「サービス量・回数が少ない」が37.1%と続いています。

受けている福祉サービスに不満を感じる理由



- 生活上の悩みを抱えた時の相談先について、自身や家族が介護を要する高齢者、障害のある方の場合、いずれも「家族・親類」に次いで「介護・福祉サービス提供事業所」が比較的高くなっている一方、「相談できる人がいない」という回答も介護を要する高齢者の場合で8.5%、障害のある方の場合で12.5%となっています。

生活上の悩みを抱えた時の相談先

	回答者数	家族・親類	民生委員・身体障害者相談員・知的障害者相談員	知人・友人・隣人	市役所等の行政機関	社会福祉協議会	介護・福祉サービス提供事業所	その他	相談できる人がいない	無回答
全体	448	79.7%	2.9%	29.9%	22.1%	4.9%	10.0%	1.3%	4.9%	4.0%
妊産婦	5	100.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小学校入学前の乳幼児	30	93.3%	3.3%	40.0%	16.7%	3.3%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%
小学生・中学生	61	85.2%	0.0%	47.5%	13.1%	4.9%	6.6%	1.6%	6.6%	0.0%
65歳以上の方	263	79.8%	3.8%	28.9%	27.8%	7.2%	11.8%	1.9%	5.3%	2.3%
介護を要する高齢者	59	76.3%	6.8%	22.0%	22.0%	11.9%	30.5%	1.7%	8.5%	5.1%
障害のある方	32	65.6%	9.4%	15.6%	28.1%	15.6%	28.1%	0.0%	12.5%	0.0%
経済的に困窮している方	20	75.0%	0.0%	30.0%	15.0%	5.0%	5.0%	5.0%	25.0%	0.0%
不登校の方	4	75.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ひきこもりの方	3	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%
いずれもない	96	85.4%	2.1%	36.5%	18.8%	1.0%	5.2%	0.0%	3.1%	1.0%

【課題】

- 高齢者や障害者等の介護者に対する情報提供、相談体制の充実とともに、介護者同士の交流機会の充実等が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 高齢福祉課、社会福祉課、健康づくり支援課、市民病院、その他関係部局が連携し、高齢者や障害者等支援が必要な市民とその家族に対する相談・情報提供体制の強化を図ります。
- 地域包括支援センターが開催している介護予防普及啓発事業における各種事業の充実を図り、行事を通じた介護に対する啓発をはじめ、家族介護者同士の交流や意見交換の活性化を図ります。

主な事業等	担当課等
<ul style="list-style-type: none">● 精神保健相談● 健康相談	健康づくり支援課
<ul style="list-style-type: none">● 退院に向けたカンファレンスの開催	北茨城市民病院
<ul style="list-style-type: none">● 介護予防普及啓発事業の開催● 認知症家族介護者の集い	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none">● 在宅福祉サービスセンター事業● 障害者等が情報交換できる交流活動の支援 (地域生活支援事業)	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 生活困窮者への支援

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

- 平成27年4月から生活困窮者支援の相談窓口を開設しました。
- ハローワーク高萩と連携し、生活困窮者等の就労支援を実施しています。
- 子どもの学習支援事業として、ボランティア講師による学習支援を実施しました。（試行期間：平成28年9月～平成30年12月）

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【関係機関・団体調査】

- 子ども食堂（誰でも自由に、また学習指導も行う）
- 行政で把握していることが福祉に関係している人に情報が伝わっていません。例えば、食事が思うように取れない人（家庭）があれば子ども食堂のようなことをボランティアで募集して定期的に行うなどして支援すればよいと思います。

【課題】

- 生活困窮者の相談窓口の周知とともに、子どもの貧困対策に関わる取組の推進が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 生活困窮者の相談に対し、適切かつ効果的な支援ができる相談体制の充実と窓口の周知を図ります。
- ハローワーク、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の関係機関等との連絡連携体制を強化し、生活困窮者の状況把握や自立に向けた具体的協議ができるネットワークを構築します。
- 子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」、「経済的支援」を柱とした子どもの貧困対策を総合的に推進します。

主な事業等	担当課等
<ul style="list-style-type: none">● 生活困窮者自立相談支援事業● 住居確保給付金事業● 子どもの学習支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none">● 就学援助事業	教育総務課

(3) 自殺対策の効果的な展開

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

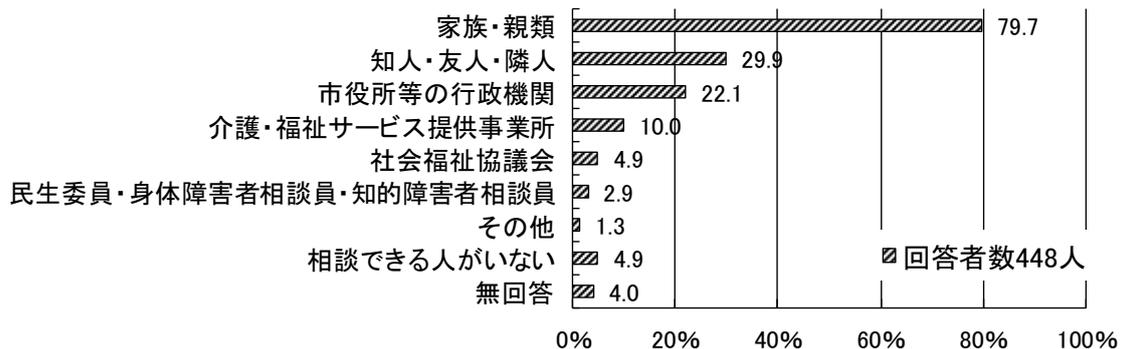
- 自殺対策月間に、広報誌に相談窓口等について掲載しています。
- 電話や面接、家庭訪問により本人や家族の心身の病気に関する相談に関係機関と連携し対応しました。
- 自殺対策基本法第13条第2項に基づき、平成31年度（令和元年度）中に「北茨城市自殺対策計画」を策定予定です。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【市民アンケート調査】

- 生活上の悩みを抱えた時の相談先について、「家族・親類」が79.7%と最も高く、次いで「知人・友人・隣人」が29.9%、「市役所等の行政機関」が22.1%と続いています。

生活上の悩みを抱えた時の相談先



【課題】

- 生活上の不安や悩みに関する相談窓口の周知とともに、健康問題（身体の病気やうつ病等）に関わる相談事業の推進が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための相談窓口の周知や居場所づくりに努めます。
- 自殺の原因となる一つに健康問題として心身の病気があるため、本人や家族が相談できる場として、精神保健相談を継続実施します。
- 「北茨城市自殺対策計画」に基づき、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」という5つの基本施策に沿った事業・取組を推進します。

主な事業等	担当課等
● 広報誌に相談窓口等について掲載	社会福祉課
● 精神保健相談 ● 健康相談	健康づくり支援課
● 「北茨城市自殺対策計画」に基づく事業・取組	社会福祉課 その他関係課

(4) 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

- 認知症初期集中支援チーム（専門職がチームとなって、認知症サポート医の協力を得ながら、認知症で困っている方やそのご家族への早期対応に向けて、相談やサポート）を配置しました。
- 成年後見制度の支援（市長申立て）を行いました。
- 在宅生活の困難な高齢者に対し、養護老人ホーム措置支援を行いました。
- 市の窓口において虐待相談を随時受けています。
- 日常生活自立支援事業制度について、社会福祉協議会においてパンフレットを作成し配布するとともに、福祉事業者・民生委員等への周知を図りました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【関係機関・団体調査】

- 今後、高齢社会や生活不安等により多くの支援が必要とされる方が増えると思われまます。
- 市民に理解を深めてもらうための研修
- 資格のある方の人材バンク
- 高齢の親が認知症になり困った人の話を聞いたら、本人が使うお金でも定期預金等をおろせません。成年後見制度はあるけれど、認知症になってしまったからの手続きができないとのこと。何とかならないのかと思いました。
- 権利擁護には暖かで心和む支援が大切と思います。
- 成年後見人制度のPR及び実利用に向けた事業展開
- 中核機関等の整備に向けた取組
- 自立支援協議会の役割の明確化
- 障害者の就業支援促進に向けた官民一体の取組
- 地域包括支援センターのさらなる充実

【課題】

- 認知症の方を総合的に支援する事業の推進とともに、成年後見制度の利用促進をはじめ、地域における権利擁護支援のネットワーク構築が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 認知症総合支援事業の実施を通じて、保健・医療・福祉の専門職が、初期段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行ったり、認知症の人やその疑いのある人に対して、権利擁護を含めて総合的な支援を行います。
- 成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。
- 日常生活自立支援事業を通じて、福祉サービスの利用援助や金銭管理等、日常生活上の支援を行います。
- 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援する「広報機能」、早期の段階からの相談・対応体制を整備する「相談機能」、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築する「成年後見制度利用促進機能」等、権利擁護支援に必要な機能を備えた専門職によるチームや関係機関による協議会、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関について、市内又は周辺市を含めた広域での整備を検討します。
- 障害者の意思決定支援等の強化を図るため、関係機関の連携の場である自立支援協議会について、権利擁護に関する協議を行います。

主な事業等	担当課等
● 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チームの配置、認知症地域支援推進員の配置）	高齢福祉課
● 成年後見制度の支援（市長申立て） ● 成年後見制度利用支援事業 ● 福祉施設措置支援 ● 虐待対応 ● 権利擁護支援に必要な中核機関の整備	高齢福祉課、社会福祉課
● 自立支援協議会の機能強化（権利擁護に関する協議）	社会福祉課
● 日常生活自立支援事業	社会福祉協議会

3 心をはぐくむまち（切れ目のない包括的な子育て支援）

（1）子育て関連施策の充実

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

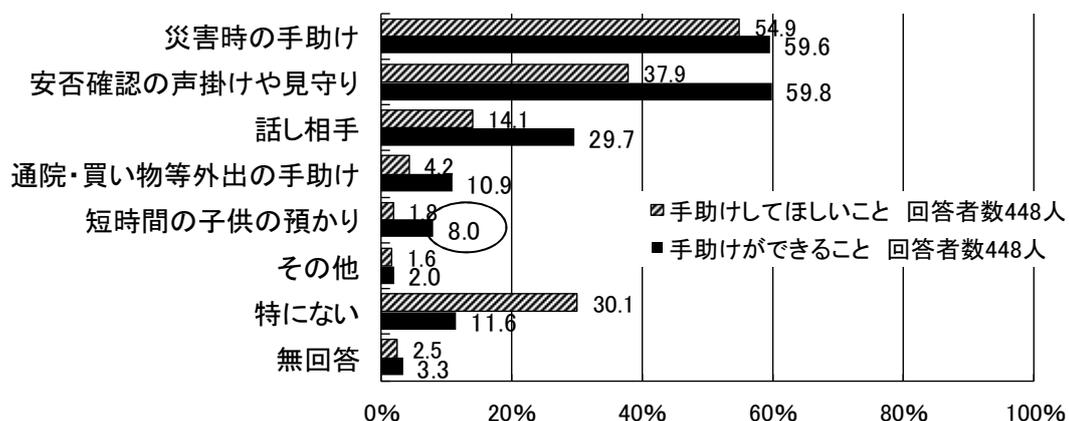
- 若い世代による子育てを支援するため、子育て世代向けに特化した集合住宅「磯原子育て支援住宅」を整備しました。
- 市民の子育てを支援し、子育て家庭及びその活動を支援する団体等の相互交流を促進するとともに地域住民のコミュニティ活動の場を提供する施設として、乳児とその保護者を対象に「中郷子どもの家」「磯原子どもの家」「大津子どもの家」を運営し、育児相談や子育ての各種講座など親子の交流の場を提供しています。
- ファミリー・サポート・センター事業については、広報きたいばらきや専用チラシを通じ、利用会員及び協力会員の確保に努めました。また、社会福祉協議会と連携し、利用料金や利用条件等、協力会員の活動条件について改善を図りました。
- 早期療育指導支援システムとして、発達面でほかの子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害のある子どもが、住み慣れた地域で心身ともに健やかに成長していくために、子どもの状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供しているほか、医療、保健、教育、福祉部門の関係機関が連携して生活環境の調整、子育て支援を行っています。
- 子育て支援センター2か所（ANGEL（エンゼル）、AIAI（アイアイ））において、親子の交流の場を提供し、子育て中の母親の育児不安の解消、子育てのアドバイスなど、地域における子育て支援事業を行っています。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【市民アンケート調査】

- 手助けができることとして、市民の8.0%が「短時間の子供の預かり」をあげています。

ご近所付き合いの中であなたやあなたのご家族が手助けしてほしいと思う、手助けができると思うこと



【課題】

- 妊娠から子育てまで、切れ目のない包括的な支援とともに、貧困、障害、虐待など、特別な支援を必要とする子どもや家庭を含め、すべての子どもの健やかな成長を支える体制を地域ぐるみで整備していくことが必要です。

【施策の方針と主な事業等】

- 「北茨城市子ども・子育て支援プラン」に基づき、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的な支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めるなど、相談体制の強化を図ります。
- 児童の預かり支援を希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）を促進するため、広報きたいばらきに加え、子どもの家等の子育て支援施設利用者への広報活動を強化します。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、同時に産前・産後サポート、産後ケア事業など「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」と相談・支援をワンストップで継続して行います。
- 児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所と連携を図りながら児童虐待防止の啓発活動を進めます。

主な事業等	担当課等
<ul style="list-style-type: none">● 子ども家庭総合支援拠点の設置・運営● 児童虐待防止の啓発	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none">● ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課 社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">● 子育て世代包括支援センター	健康づくり支援課

4 市民と共にあゆむまちづくり（福祉活動への市民参加・地域の交流促進）

（1）ボランティア活動への支援

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

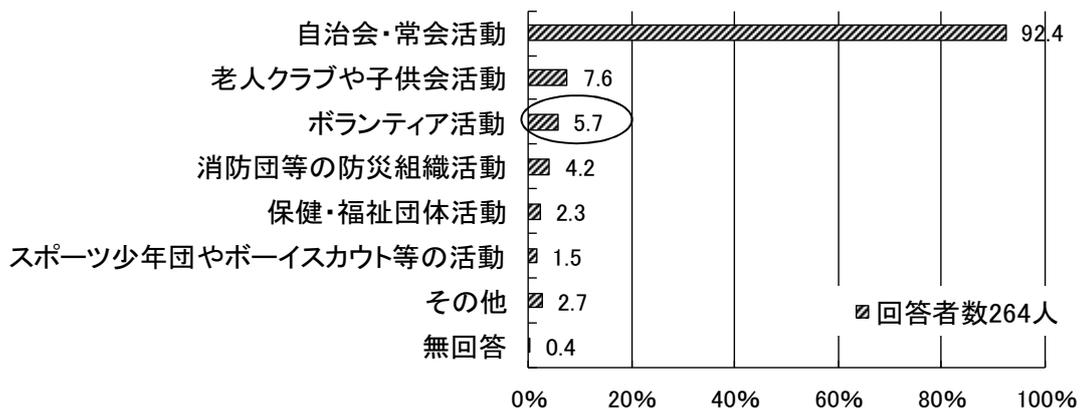
- ボランティア活動を進めていることをPRするために、ボランティア活動に関するパンフレットを作成しました。
- ボランティア活動者に対し、傾聴講座・カウンセリング講座等、スキルアップのための講座を開催しました。また、ボランティアグループ一覧を社会福祉協議会のホームページに掲載しているほか、パンフレット化し、配布しました。
- 多様なボランティア活動（子育て・福祉教育・レクリエーションスポーツ等）の組織化を行いました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【市民アンケート調査】

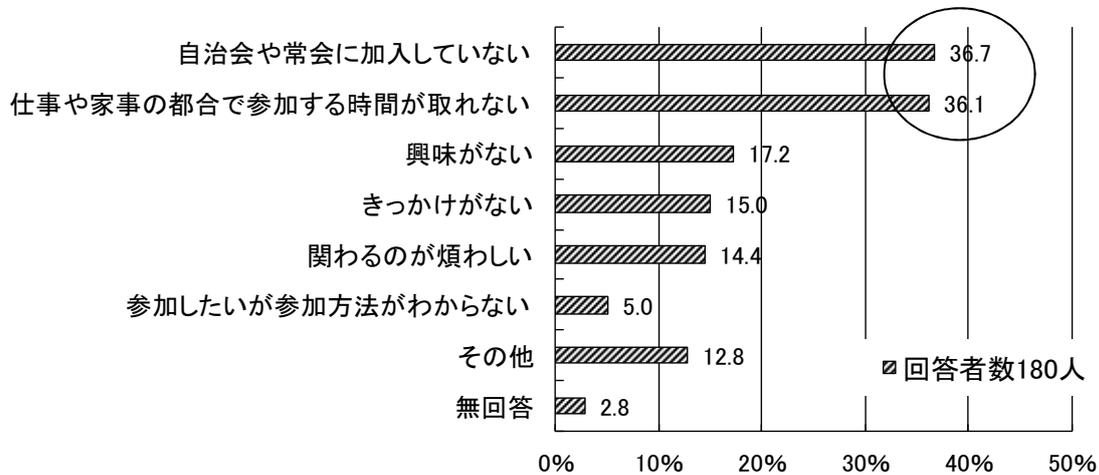
- 現在参加している地域活動は、「自治会・常会活動」が92.4%と最も高く、次いで「老人クラブや子供会活動」が7.6%、「ボランティア活動」が5.7%と続いています。

現在参加している地域活動



- 地域活動に参加しない理由は、「自治会や常会に加入していない」が36.7%、「仕事や家事の都合で参加する時間が取れない」が36.1%とこれらが上位2つで、次いで「興味がない」が17.2%と続いています。

地域活動に参加しない理由



【関係機関・団体調査】

- 他市との交流、研修
- 若い人のボランティアグループが増えてほしいです。支援があれば増えるのかも。金銭的なことと情報を増やして興味の幅を広げてほしいです。
- 今あるいくつかのボランティアグループの会員は高齢化し、続けて活動している内容も穏やかな変化をしています。それでも福祉事務所の計画等に「お役に立つことにはできる範囲で協力を惜しまない人」もいます。
- 新たにボランティア活動をはじめると多くは既存グループに属さず、自分の都合がつく時間、曜日の個人ボランティア活動を望んでいます。
- ボランティア活動よりはパート労働（年齢的に上がってきています）が先、という社会状況にあります。
- 活動内容が市民に分かってもらえるような広報活動が必要に思います。
- 無償・有償どちらのボランティア活動においても、市民が活動に関心を持ち、参加意欲が高まるよう広報活動の推進、ボランティアに関する講座研修を開催
- 人材の育成、児童生徒（ボランティア活動）を、市民・社協・行政が協働して支援する必要があります。
- 学生や若い世代の人も活動しやすくなれば、ボランティア活動がさらに活発になると思います。

【課題】

- 幅広い世代がボランティア活動に携わるような、既存の活動内容の周知や気軽に参加できるような仕組みづくりが課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- ボランティア市民活動センター（地域福祉交流センター）の利用促進と機能強化を図るため、社会福祉協議会ほか関係機関と連携し、必要な措置を行います。
- ボランティアについての広報活動を実施し、市民への理解を深め、ボランティアへの参加を促すとともに、ボランティア団体のネットワーク化の促進や、ボランティア団体の活動を広く市民に公表する機会の確保を目指します。
- 市内の小中学校と連携し、ボランティア活動についての教育活動を実施していきます。
- NPO法人に対しては、その活動内容を把握するとともに、それを広く市民に提供します。

主な事業等	担当課等
● ボランティア市民活動センターの運営	社会福祉協議会
● ボランティア活動支援	

(2) 福祉教育の推進

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

- 市内小中学校及び社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、ねらいを明確にした年間指導計画に沿った活動を推進しました。
- 各学校で福祉教育を実施しており、福祉教育のメニュー化を図り、学校に配布しました。また、学校との情報交換のため、地域の方と学校関係者の会議を開催したほか、福祉体験サポーターを養成し福祉教育において講師として派遣し、世代間交流も実施しました。
- 傾聴やカウンセリング、防災等、福祉に関する講演会等を、市民向けに開催したほか、市民・一般企業等向けに「障害に関する講座」を開催しました。
- 社資（納付金や寄付金）の受付、災害時の対応等、日本赤十字社と日ごろから連携しています。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【関係機関・団体調査】

- 社会福祉協議会の夏子どもたちの宿泊学習に何度か参加して、機会があれば子どもたちは興味を持ってくれると思いました。やっぱり回数を増やしてほしいです。
- 何もしていない人は興味を示さないのが実情ですので、いかにして福祉に目を向けてもらえるかだと思います。
- 小学校、中学校で福祉に関する話（教育）等を専門知識がある人がしてあげるといった時間を定期的に設け、また、学校でも地域福祉施設等の訪問を実施して目で見える教育も必要に思います。
- 今まで行ってきた福祉体験（車いす・疑似体験）のほかに、災害や地域づくりに関する学習を取り入れてはどうか。

【課題】

- 子どもたちを対象に、様々な機会や体験を通じた福祉教育の取組の推進が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 福祉教育については、引き続き市内小中学校と連携しながら年間計画に沿った福祉教育を実施します。
- 福祉に関する講演会等の開催を通じて、あらゆる世代に対して、福祉教育活動のPRを図ります。

- 学校における JRC（青少年赤十字）活動については、日本赤十字社茨城県支部と共に支援します。

主な事業等	担当課等
● 福祉教育推進事業	学校教育課 社会福祉協議会
● 福祉に関する講演会等の開催	社会福祉協議会
● 日本赤十字社に関する事務	社会福祉課

(3) 人権の尊重

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

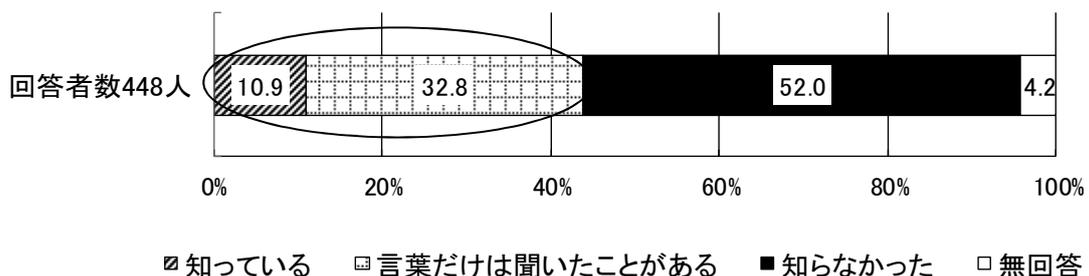
- 市内の小・中学校において人権教室を開催し、人権啓発DVDの上映、ワークシートの作成、感想等発表、人権擁護委員による講話を行っています。
- 広報きたいばらきや子育て一番きたいばらき（ホームページ版、ハンドブック版）を通じ、市の相談窓口や全国共通の児童相談所の虐待通告ダイヤル「189」（いちはやく）を周知しました。
- 要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関との連携強化を図り、要保護児童等への速やかな支援に努めました。
- 広報きたいばらきやホームページを通じて、DVに関する相談窓口の周知を行いました。また、関係機関との連携により、DV被害者の安全確保等の支援を行いました。
- 「雨情の里港まつり」にて、障害者虐待防止の啓発グッズを配布しました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【市民アンケート調査】

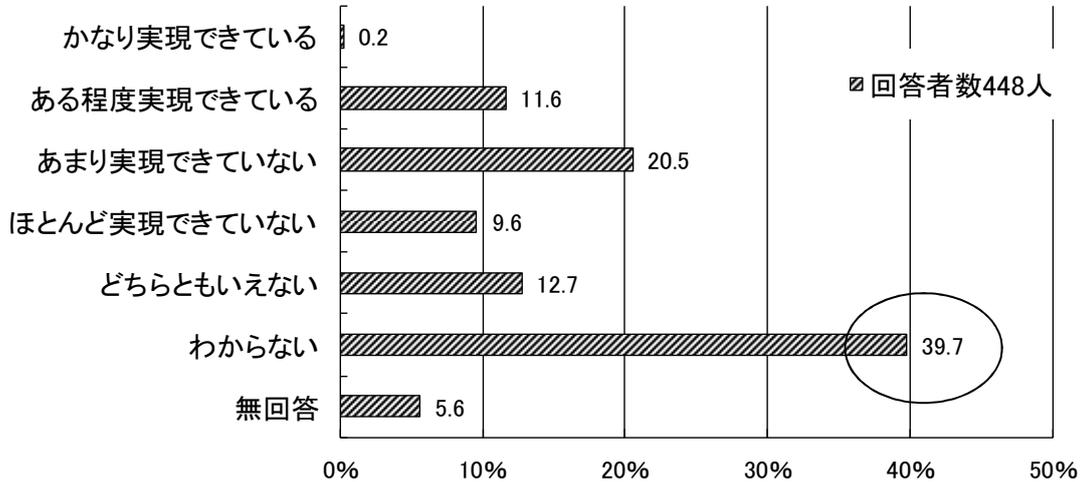
- 「地域共生社会（年齢や性別、考え方や身体の状態、コミュニケーションの取り方等、いろいろな人が一つの地域社会で、その人らしく暮らすことのできる社会）」という考え方について、「知らなかった」が52.0%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」が32.8%、「知っている」が10.9%と続いています。

「地域共生社会」という考え方について



- 北茨城市における「地域共生社会」の実現状況について、「わからない」が39.7%と最も高く、次いで「あまり実現できていない」が20.5%、「どちらともいえない」が12.7%と続いています。

北茨城市における「地域共生社会」の実現状況について



【関係機関・団体調査】

- 市民に対しての具体的な研修

【課題】

- 学校等における人権教育の推進や虐待等の相談窓口の周知とともに、「地域共生社会」の理念の周知と具体的な取組の推進が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 市内の小中学校と連携し、人権教育のさらなる充実を図ります。
- 人権教室等の充実を図るとともに、幼児から高齢者まで多様な人権教育活動に対応できる啓発資料や教材等の整備に取り組みます。
- 誰もが気軽に利用できる人権相談の充実に努めます。
- 子どもの虐待を発見した際の通告窓口や対応方法の周知を継続して行います。
- 子どもの虐待の防止や早期発見のため、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が虐待の認識を深め、課題解決に向けて速やかに対応できる体制の充実を図ります。
- 一般的な子育てに関する相談から、養育困難な状況や虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等の総合的な相談全般に対応できるよう、関係機関との連携強化や相談担当者の研修の充実を図ります。

- DVについての啓発と、相談窓口の周知を行います。また、茨城県女性相談センターや警察等の関係機関との連携を強化し、一時保護等により被害者の安全の確保を行います。
- 「障害者虐待防止の啓発を行うことにより、障害者への虐待を未然に防止し、早期に発見することを目的として、市のイベント会場で「障害者虐待防止キャンペーン」を実施します。

主な事業等	担当課等
● 人権教育研修会	生涯学習課
● 児童虐待防止の啓発活動 ● 要保護児童対策地域協議会の機能強化 ● 子育てに関する総合的な相談体制の充実 ● DV相談窓口の周知 ● DV被害者の安全確保	子育て支援課
● 障害者虐待防止の啓発グッズの配布	社会福祉課
● 人権教室	まちづくり協働課
● 人権紙芝居	
● 人権相談	
● 人権啓発活動	

(4) 近隣住民同士で相互に助け合うシステムづくり

【第3期（平成27～31年度）における施策等の実施状況】

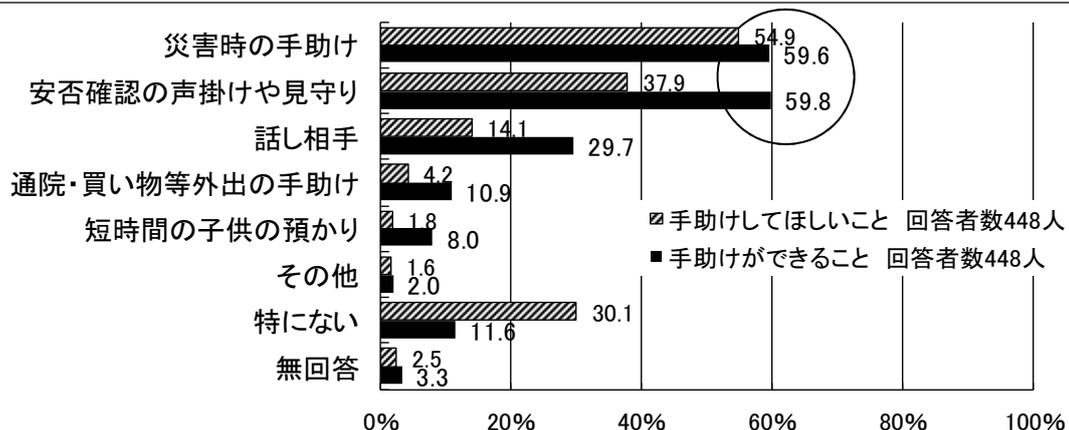
- 民生委員に災害時要援護者名簿を配布し、名簿の情報を更新しました。また、災害時に名簿を利用して安否確認や自主避難可能かどうかの確認をし、必要に応じて避難所への送迎を行いました。
- 生活支援体制整備事業（第1層協議体・第2層協議体の設置。第2層協議体向けの研修）を実施しました。
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、高齢者等の生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備しました。
- 日常生活上の身近な相談に応じ、適切な援助を行う「北茨城市心配ごと相談所」を設置しました。
- 高齢独居や日中独居の方を対象に、地区の集会所等で食事や体操を行い、閉じこもり防止・生きがいつくりを支援しました。
- 高齢独居世帯に対し、乳製品の配達及び居宅訪問による安否確認を実施しました。また、高齢独居世帯・高齢者世帯に対し、栄養バランスのとれた食事の配達及び居宅訪問による安否確認を実施しました。
- 高齢者サロンの新規開設とともに、高齢者に対し生活課題に関するアンケートを実施しました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【市民アンケート調査】

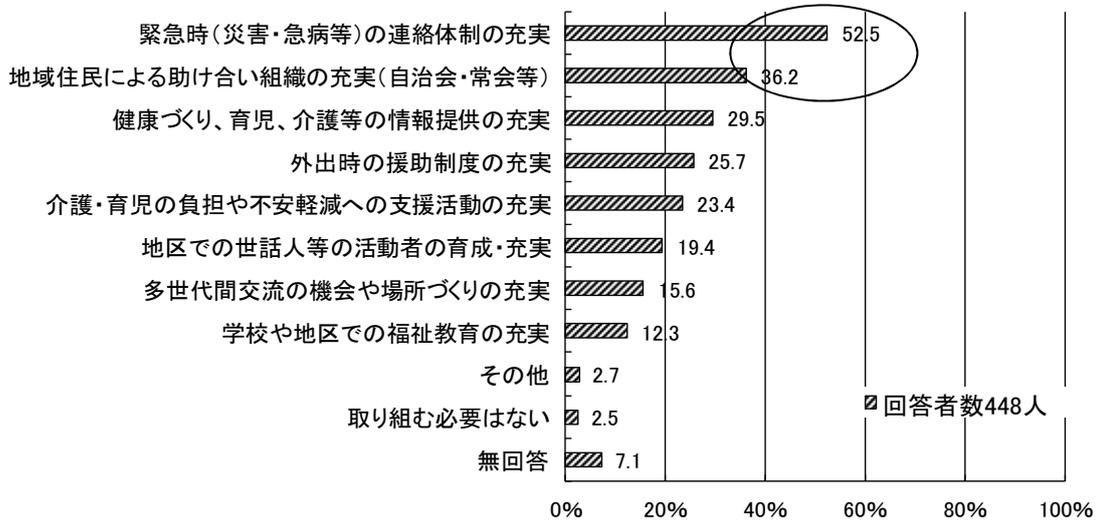
- 手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」が54.9%と最も高く、次いで「安否確認の声掛けや見守り」が37.9%、「特にない」が30.1%と続いています。
- 手助けができることは、「安否確認の声掛けや見守り」が59.8%、「災害時の手助け」が59.6%とこれらが上位2つで、次いで「話し相手」が29.7%と続いています。

ご近所付き合いの中であなたやあなたのご家族が手助けしてほしいと思う、手助けができると思うこと



- 今後、住んでいる地区の福祉を向上させるために必要な取組については、「緊急時（災害・急病等）の連絡体制の充実」が 52.5%と最も高く、次いで「地域住民による助け合い組織の充実（自治会・常会等）」が 36.2%、「健康づくり、育児、介護等の情報提供の充実」が 29.5%と続いています。

今後、住んでいる地区の福祉を向上させるために必要な取組



【関係機関・団体調査】

- 今、高齢化で助け合うシステムが難しいことをつくづく感じています。（町内会も少人数）何か集まる行事でもあれば（場所も）とつくづく思います。
- 愛育会食改善グループ、高齢者、子供会との交流として食改善、愛育が中心となり料理講習をしています。人数が少ないときは援助がなくなります。今後続けていくことができなくなります。人集めが困難な折、少ない人数でも援助していただければ、塩分の摂取やカルシウムの取り方等、種々の勉強ができて健康になり、楽しい生活ができるようになるのではないのでしょうか。
- 各区等の主体として、常会単位（程度）に災害対策班を組織して何らかの災害を想定し基本的な災害訓練を年 1～2 回実施しては。常会未加入居住者の問題も伴うので範囲内居住全世帯に参加を呼びかける行事とし、貴下に地域住民の互助意識高揚と常会参加をいただく。
- いろいろ実施されているが、行事参加状況では「高齢者クラブはじめ各団体所属者」の参加が常時目立ちます。「参加者は良い結果に至っている」しかし、これでは市全体の対策にはつながらないので、市福祉としてもできる限り、現在低迷している「常会加入の減少・高齢者クラブ会員加入の減少・子供会の減少」等の向上対策についてお願いしたい。
- 地域性にも配慮しながら、主体性のある高齢者クラブ再生に向けた具体的計画及び「声掛け・行事参加呼びかけ・ダイレクトメール・戸別勧誘ほか様々な推進方策等が重要と考えられ、加入対象の年齢層も幅広く考えたりして会員の増員を図っていきたい。また、役員（会長ほか役員）に過度の依存による負担が集中しないように役割を分担し、全員の協力体制による運営配慮が必要です。

- 常会を抜ける人が出るようになり、回覧板をまわすのも大変で相互に助け合うシステムがこわれてきています。昔の隣組のようにできないか。
- 現在、町内会や子供会、老人会等がない地区が多いと思います。このような会が有効に作用すれば地域の交流、助け合うシステムが有効になると思います。また、町内会に参加しない家も増えてきています。集団生活が苦手な人が増えているのか。
- 災害や事故が起きた時に住民同士でどう助け合うか行政と一緒に話し合い、ルール（マップ）を決めればお互いに助け合えます。
- 公的なサービスだけでは、行き届かない部分を近隣住民同士で助け合えるシステムづくりが必要だと思います。

【課題】

- 隣近所や地区等における災害時の手助けや連絡体制の充実とともに、助け合いや生活支援の体制づくりの推進が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 広報媒体を活用し、地域住民の相互扶助に関する PR 活動の実施を行うとともに、各自治団体に対し、団体未加入者への加入促進活動を支援します。
- 市で作成する、災害時要援護者名簿及び避難支援プランに基づき、消防団・自主防災組織等と連携し、災害時要援護者に対する避難行動の協力体制の構築を図ります。
- 地域住民自らが顕在化した地域課題の解決等、多様な生活支援の仕組みをつくりあげ、地域づくりにもつながる「生活支援体制整備事業」の推進のほか、要援護者等の交流拠点（サロン）づくり等、地域の課題解決のための取組を推進します。
- 独居世帯の増加を踏まえて、高齢者等の孤立死を防ぐための地域の見守り体制の整備を進めます。

主な事業等	担当課等
● 災害時要援護者名簿及び避難支援プラン	社会福祉課
● 生活支援体制整備事業	高齢福祉課 社会福祉協議会
● 心配ごと相談	
● ふれあい・いきいきサロン	
● 配食サービス	
● 愛の定期便	高齢福祉課

（５）地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

【第３期（平成 27～31 年度）における施策等の実施状況】

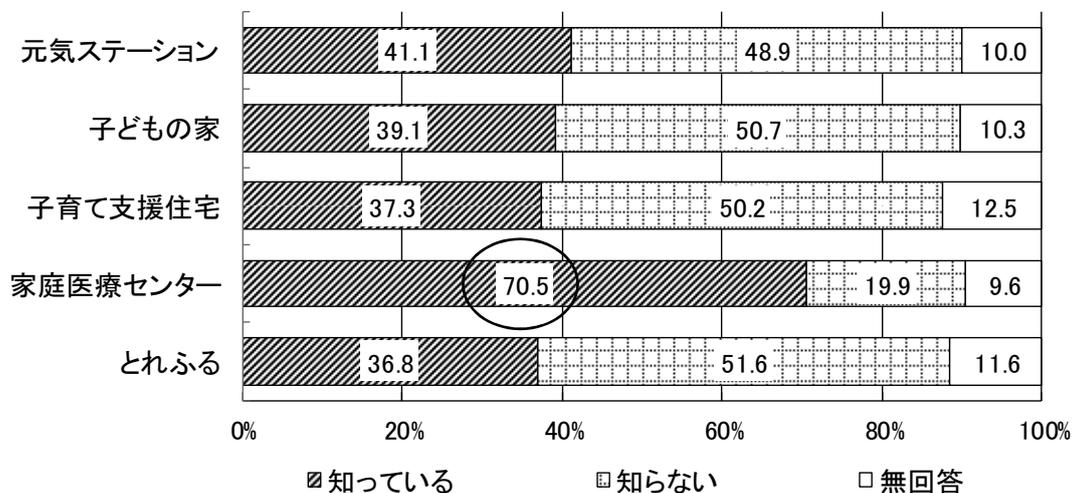
- 三世代の集い事業、健康づくりスポーツ大会、健康生きがい講座の開催、趣味・教養・社会奉仕活動の促進を通して、社会的な孤立感の解消を図りました。
- 公民館まつりを市内 7 か所にある各町公民館で実施しました。
- 社会福祉協議会では、生きがい対策事業として、社会奉仕・趣味教養・健康増進等の各種事業を実施するとともに、老人福祉センターライトで各種講座を開催したほか、高齢者クラブ連合会の事務局として、各団体と連携を図りました。

【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

【市民アンケート調査】

- 市の施設の認知度について、家庭医療センターを「知っている」が 70.5%と最も高く、その他の施設の認知度はいずれも 40%前後となっています。

市の施設の認知度について



【関係機関・団体調査】

- 低学年までのびのびと体を動かすことができる施設（雨の時は特に必要）
- リハビリ体制の充実（脳梗塞等の病気の後の体・手足の完全に治るまでのリハビリをする場所がありません。しっかり動くことができ、仕事ができるようになるまでの指導、教えてくれる療法士のいる温泉（とおoryんせ）施設があったらいいと思う。）
- 災害時の避難所になるよう（その時にはプライバシー確保にも使用できるグッズも用意して）な活用。集うには足の確保がないと利用範囲の広がりがなくなります。

- 現在も結構あるかと思うが、それを利用する人々がその気になるように仕向ける事が重要と思われます。
- 移動式の集会所のような場所ができれば身体の弱い人でも集まれると思います。また、今の集会所等はカラオケ等の遊具設備があれば今以上に活用でき、地域住民の憩いの場となり住民の助け合いの心が生まれると思います。
- 高齢者サロンで各地域の公民館（集会所）等を利用しているが、建物や設備等が古い状況です。

【課題】

- 既存施設の活用促進に向けた、施設で行っている事業等の周知とともに、幅広い世代や主体による有効活用のための取組の推進が課題です。

【施策の方針と主な事業等】

- 高齢者のふれあいと生きがいづくりを促進するため、社会福祉協議会や公民館が実施している各種講座等の生涯教育を支援します。
- 世代を超えた交流や、知恵や技術の伝授等を促進するため、三世代の集い事業や学校における地域住民との交流事業を支援します。
- ノーマライゼーションの考え方を広めるため、年齢や障害の枠を超えて誰もが参加・交流できる生涯学習の機会の提供を推進します。
- 使用していない市の施設について、市民の交流の場や市民福祉事業等への活用に向けた検討を行います。

主な事業等	担当課等
● 高齢者生きがい対策事業	高齢福祉課 社会福祉協議会
● 公民館まつり ● ふるさと自然塾 ● 親子陶芸教室 ● むかし体験教室 ● 歩く会 ● ファミリーバドミントン ● 走ろう会 ● 生涯学習センターの管理・運営（障害者理解のための講座）	生涯学習課
● 施設マネジメント業務（廃校等を、どのように利用すべきかをマネジメント）	企画政策課

第5章 計画の推進

1 計画の周知

- 本計画は、概要版を作成し、本編とともに市のホームページ等で公表します。
- 各事業の実施にあたっては、必要に応じて地域住民や関係団体に趣旨や進め方の説明を行います。

2 計画の進行管理

- 本計画の推進にあたっては、事業の進捗状況を検証し、改善するPDCAサイクルによる管理を行います。
- PDCAサイクルによる管理の考え方は、次のとおりです。
 - ・ Plan：客観的な評価指標を設定した本計画を策定
 - ・ Do：事業の実施
 - ・ Check：評価指標の進捗を通じて、客観的に検証
 - ・ Action：検証結果を踏まえて事業を見直すとともに、計画の見直しに反映
- 計画の進み具合の評価は、関係会議を毎年度開催し、評価を実施します。
- 評価結果は、市のホームページで公表します。

北茨城市地域福祉計画「第4期（令和2～6年度）」

編集・発行／北茨城市市民福祉部 社会福祉課
〒319-1592
茨城県北茨城市磯原町磯原1630
TEL 0293-43-1111
ホームページ／<http://www.city-kitaibaraki.lg.jp/>
Eメール /syakai@city.kitaibaraki.lg.jp